

日時：平成24年3月15日
10時00分～
場所：全員協議会室

第2回 「議会のあり方」検討協議会の経過報告会

「議会のあり方」検討協議会委員

委員長 小川智之

副委員長 奥井憲興

委員 岡田 慎、山田京子、山本直史、松坂吉則、
白鳥 誠、福谷章子、宇留間又衛門、石井茂隆、
山浦 衛、中村公江、川岸俊洋、米持克彦、
布施貴良、福永 洋



前回の経過報告会までの協議会開催状況

議会改革を推進するため、「議会のあり方」検討協議会を昨年6月3日に設置し、改革の根幹となる「千葉市議会の基本理念」の構築と、それを実現するための「基本フレーム」について議論を重ね、各会派の了承が得られた。

第1回協議会	平成23年6月10日
第2回協議会	平成23年6月27日
第3回協議会	平成23年7月11日
第4回協議会	平成23年7月22日
第5回協議会	平成23年8月 8日
第6回協議会	平成23年8月23日
第1回経過報告会	平成23年9月28日

第7～9回までの協議の概要

第7回①

第7回協議会 平成23年10月17日(金) 13:00～14:55

部会の設置について、正副委員長試案を資料として協議を行い、原案どおり了承された。その内容は、以下のとおり。

1 部会の設置について

- ① 部会は、3部会とする。
- ② 各部会の名称及び優先協議事項は次のとおりとする。

部会名	優先協議事項
第1部会 議員の身分に関すること	議員定数について 議員報酬について 政務調査費について
第2部会 市民参加の推進に関すること	議会広報の充実について 議会報告会等の開催について 議会のIT化について
第3部会 政策立案・政策提言、監視・評価に関すること	政策立案・政策提言について 議員発議による条例について 執行機関の監視・評価について

2 部会の組織編成について

- ① 部会は7名で構成する。
- ② 各会派から1名（部会長選出会派は他に1名選出。市民ネットワーク、みんなの党、無所属はその中で調整して、各部会1名）
- ③ 部会長は、検討協議会で選出会派を決定する。
- ④ 副部会長は、部会委員の互選による。
- ⑤ 部会委員は、協議会委員以外も認める。
- ⑥ 部会会議の代理出席を認める。

3 開催時期及び傍聴について

- ① 開催日程は、協議事項の進行状況等により各部会に委ねる。
- ② 各部会の開催日時は、できるだけ重ならないようする。
- ③ 議員の傍聴は、人数制限なく認める。
- ④ 市民傍聴人は、最大10人までとし、使用する会議室により決定する。

4 部会運営に関する申し合わせ事項について

委員長が定める部会運営に関する申し合わせ試案を提示し、原案どおり了承を得た。

<申し合わせ事項>

- ① 協議事項について結論が得られた時、部会長は、速やかに委員長に報告するものとする。
- ② 部会で3回程度協議しても結論を得ることができないとき、委員長は、部会長の申し出により試案を提示することができる。
- ③ 部会の委員以外の議員は、文書で意見を提出することができる。
- ④ 正副委員長は、部会に出席し、意見を述べることができる。
- ⑤ 委員長は、部会の協議状況について、部会から報告を求めることができる。

5 部会長の選出会派について

部会長の選出会派として、第1部会自民党、第2部会民主党、第3部会自民党の正副委員長試案を提出し、試案どおり了承を得た。

第7～9回までの協議の概要

第8回

第8回協議会 平成23年11月2日(水) 13:30～13:57

部会長及び部会員について

第1部会から第3部会の委員及び正副部会長の選出について、
下表のとおり報告された。

「議会のあり方」検討協議会部会委員表

◎部会長 ○副部会長

会派名	第1部会	第2部会	第3部会
自 民 党	◎米 持 克 彦	川 村 博 章	◎宇留間 又衛門
	松 坂 吉 則		石 井 茂 隆
民 主 党	山 浦 衛	◎布 施 貴 良	白 鳥 誠
		段 木 和 彦	
公 明 党	近 藤 千鶴子	酒 井 伸 二	川 岸 俊 洋
共 産 党	中 村 公 江	佐々木 友 樹	○福 永 洋
未 来 創 造 ち ば	○福 谷 章 子	小 田 求	山 本 直 史
市 民 ネット ワ ー ク		○山 田 京 子	
み ん な の 党	岡 田 慎		
無 所 属			田 沼 隆 志

第9回協議会 平成24年2月16日(木) 13:30～15:37

- 1 部会の協議状況について、各部会長から、別紙のとおり報告がなされた。

第1部会 …………… 資料1

第2部会 …………… 資料2

第3部会 …………… 資料3

- 2 議員報酬及び政務調査費の平成24年3月末までの時限的減額措置について、4月以降の取扱いについて協議した結果、幹事長会議での協議に委ねることとした。